
プロジェクト **リース**

項目 **第 513 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料では、第 513 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 1 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

リースの定義及びリースの識別（リースの識別の判断）

（リースを含む契約（いわゆる実質的なリース））

2. 事務局提案に賛成する。なお、本公開草案におけるリースの定義について、民法上の賃貸借との関係を本適用指針案において明確にすることは難しいとは考えられるが、結論の背景に補足して説明することで関係者の違和感が減少するのであれば、説明を追加することも考えられる。
3. 使用権資産及びリース負債が資産及び負債の定義を満たすか否かについて、事務局提案の分析結果に同意する。
4. 民法上の賃貸借との関係について、担保法制の見直しに関する議論が進められており状況が変化する可能性もあると考えられることから、会計基準の中で記載を行うことは望ましくないと考える。

（会計基準等の明確化）

5. 事務局提案に同意する。ただし、IFRS 第 16 号の細目的なガイダンスを一律取り入れることは適当ではないという事務局の分析について、コメント提供者の要望はより具体性のある定めや設例を入れてほしいという趣旨であると考えられるため、IFRS 第 16 号よりも詳細な定めや設例を入れることでかえって会計処理の柔軟性が低下する可能性がある点を記載する等、コメント対応表への記載について検討すべきである。

リースの定義及びリースの識別（リースを構成する部分とリースを構成しない部分の区分）

6. 本会計基準案等の提案のとおり、「リースを構成する部分とリースを構成しない部分を独立価格により配分する方法のみとする案」（以下「案 1」という。）に賛成する。ただし、

維持管理費用相当額に重要性がない場合についてもリース料総額から控除している実務があるというコメントに対して、そのような会計処理を行う理由を確認したうえで、実務への配慮という観点で考慮すべきものがないか否かについては確認する必要があると考える。

7. 300万円基準（本適用指針案第20項(2)①）の取扱いにおける維持管理費用相当額の控除については、重要な論点であると考えられるため、事務局による対応案のとおり少額リースに関する簡便的な取扱いの検討において十分な検討を行うべきであると考ええる。

コメント対応表（質問5）

（コメント5-12）

8. 「単一の」を「同一の」に修正することにより意味が変わり、結合する契約の範囲が広がるようにも読めると考える。少額リースの簡便的な取扱いにおける300万円基準を契約の結合前で判定するのか結合後で判定するのかの議論とも関連があると考えられるため、少額リースに関する簡便的な取扱いに併せて検討を行うべきであると考ええる。

（コメント5-15）

9. コメント対応案に「借手に財又はサービスを移転しない活動及びコストについて借手が支払う金額」と「維持管理費用相当額」の範囲が異なる可能性はあるがこれらのそれぞれの方法を適用するうえで実務上の支障は生じないと考えられるとの記載があるが、実務上の支障が生じない理由が読み取れないため、説明を補足していただきたい。

（コメント5-17）

10. 事務局案の修文では、分かり易い表現にしてほしいというコメント提供者の要望への対応としては不十分であると考ええる。

（コメント5-20）

11. 「サプライヤー」の用語については本適用指針案の結論の背景に説明があり、誤解は生じないと考えられるため、別の用語に修正する必要はないと考える。

セール・アンド・リースバック取引（基本的な会計処理）

12. 簡便法という位置づけである点を踏まえて、IFRS任意適用企業のみを対象としてIFRS第16号と同様の会計処理も選択できるように認める案（以下「案A」という。）に賛成する。

- 連結財務諸表においては IFRS 任意適用企業との比較可能性は Topic 842 モデルを採用する限り取れないため、比較可能性という観点から選択適用を否定することは難しいと考えられる。
13. 選択適用を認めるほどの有用性があるか否かについては疑問があると考えため、本公開草案における提案を変更しないとする事務局提案に賛成する。ただし、案 A を採るか、全企業を対象として IFRS 第 16 号と同様の会計処理の選択適用を認める案（以下「案 B」という。）を採るかという点については、IFRS 任意適用企業にのみ選択適用を認め、それ以外の企業において認めないとする理由はないと考えられるため、案 B が良いと考える。
 14. 事務局提案に同意する。他の会計基準等の考え方との整合性及び判断の複雑性からも、IFRS 第 16 号の定めと同様の定めに変更するのは難しいと考えられる。また、代替的な方策の検討についても、以下のことを考慮すると対応は難しいと考える。
 - (1) 案 A については、IFRS 任意適用企業に対してのみ IFRS 第 16 号の定めと同様の定めを選択適用できることとする根拠を説明することが難しいと考えられる。
 - (2) 案 B については、セール・アンド・リースバック取引はリースの中でも利益操作の可能性が高い領域とされており、そのような取引に対してすべての企業に会計処理の選択適用を認めることは難しいと考えられる。
 15. IFRS 任意適用企業においては、選択適用を認めてほしいというニーズはあると考えられる。一方、理屈の上で資産の譲渡について他の会計基準等の定めとの整合性を図ることに重点を置くなれば、異なる理屈の会計処理を併存させることに違和感はあるため、事務局提案について強く反対はしない。
 16. 海外企業との提携等を含め将来的に IFRS 適用が求められる可能性がある企業もあると考えられるため、IFRS 任意適用企業に限定せずに IFRS 第 16 号の定めと同様の定めを選択適用できることが可能となれば、企業にとって利便性の高い会計基準になると考えられる。

以 上